

「おみサポ・ぎふ(ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク)」登録窓口の開設について

町では、令和7年4月から結婚を希望する方を応援することを目的に、県が運営する「おみサポ・ぎふ(ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク)」に参画しています。

この事業は、県内の各市町村が運営する結婚相談所などをネットワークで結び、お見合いをサポートするシステムです。

「おみサポ・ぎふ」の会員になることで、インターネット上でお見合い相手を探すことができます。詳しくは、ぎふマリッジサポートセンターホームページをご覧ください。こども課へお問い合わせください。

【登録方法】

事前にお電話でご予約のうえ、登録するご本人が来庁し、必要書類を提出してください。

【対象者】

坂祝町内にお住まいの方

【必要書類など】

・会員登録申込書 ・本人確認書類(運転免許証など) ・プロフィール用写真データ

問い合わせ先：こども課(役場内) ☎66-2406



マリサポ HP内
「おみサポ・ぎふ」QRコード

監査委員に森田安夫さんが選任されました

町議会第1回定例会で同意を得た森田安夫さん(酒倉)が 5月12日付けで町長から監査委員(識見を有する者)として選任(再任)されました。

任期は令和11年5月11日までの4年間です。

固定資産評価審査委員会委員に横幕大典さんが選任されました

町議会第1回定例会で同意を得た横幕大典さん(深萱)が 6月1日付けで町長から固定資産審査委員会委員として選任されました。

任期は令和10年5月31日までの3年間です。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十二回特別弔慰金)の請求の受付について

戦後80年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族(お一人)に特別弔慰金(記名国債)が支給されます。特別弔慰金の支給には請求が必要です。支給対象者などについては、町ホームページをご確認ください。また、請求される方によって必要書類が異なりますので、詳しくは福祉課までお問い合わせください。

請求期限：令和10年3月31日(金)まで

問い合わせ先：福祉課 ☎66-2406

戸籍の振り仮名制度に関するお知らせ

令和7年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名が追加されることになりました。それに伴い、令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の振り仮名が通知されます。通知の振り仮名が正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されますので、確認いただいて問題なければ、何もしていただく必要はございません。

通知された振り仮名が誤っていた場合は、マイナポータルを利用したオンラインでの届出をすることによって修正ができます。(法務省 HPからダウンロードしていただいた届書を使用して本籍地の市区町村の窓口での届出や郵送による届出も可能です。)マイナポータルからの届出は、市区町村の窓口に行く必要がありませんので、大変便利です。なお、振り仮名の届出に手数料は一切かかりません。また、届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。

振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村に金銭を支払うよう要求することはありませんので、詐欺にご注意ください。戸籍の振り仮名制度について、詳細及び届書の様式は法務省HPでご案内していますので、ご参照ください。

URL : <https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>



法務省 HP QRコード